

愛媛県有料老人ホーム情報提供制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第11項及び第12項の規定に基づき、愛媛県内（中核市を除く。）に所在する有料老人ホーム情報（有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容及び有料老人ホームの運営状況に関する情報であって、有料老人ホームに入居しようとする者等（以下「利用者」という。）が有料老人ホームの選択を適切に行うために必要なものをいう。）について、愛媛県内（中核市を除く。）に所在する有料老人ホームの設置者（以下「設置者」という。）が愛媛県知事（以下「県知事」という。）に報告する事項及び方法並びに県知事による当該情報の公表方法等に関する具体的な実施方法等を示すことにより、愛媛県（以下「県」という。）が実施する有料老人ホーム情報提供制度の統一かつ効率的な運営を図り、利用者による有料老人ホームの適切な選択を支援することを目的とする。

(情報の取扱い)

第2条 本制度は、設置者が有料老人ホーム情報を当該有料老人ホームの所在地を所管する県知事に対して報告し、県知事は、原則として、報告を受けた有料老人ホーム情報を公表するものとする。

- 2 設置者は、有料老人ホーム情報について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、利用者からの相談等に適切に応じるよう努めるものとする。
- 3 設置者は、既に県知事に対して報告を行った有料老人ホーム情報について誤りがあった場合、速やかにその訂正を申し出ることとし、県知事は速やかに所要の是正措置を行うものとする。

(運営体制)

第3条 本制度は、保健福祉部において運営することを基本とするが、必要に応じて他部局との連携を図ることとする。

(有料老人ホーム情報の報告)

第4条 設置者は、法第29条第11項に基づき、毎年8月末日までに次の各号に定める書類によって有料老人ホームの所在地を所管する地方局健康福祉環境部地域福祉課（以下「地方局地域福祉課」という。）へ報告を行うものとする。

なお、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号。以下「規則」という。）別表（別表第6号を除く。以下同じ。）に掲げる事項を網羅されている場合、任意の様式をもって上記報告に代えても差支えないものとする。

- (1) 毎年7月1日現在の有料老人ホーム重要事項説明書（規則別表に掲げる事項を網羅されているもの。）
- (2) その他県知事が指定する書類

(有料老人ホーム情報の報告方法)

第5条 地方局地域福祉課は、書面又は電子媒体により、設置者に対して有料老人ホーム情報を報告させることとし、報告のあった内容を長寿介護課に報告するものとする。

なお、2回目以降の報告方法については、前回報告のあった重要事項説明書等の変更をもって行うこととしても差し支えないものとする。

2 有料老人ホーム情報の変更の報告は、次により行うものとする。

(1) 施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先、有料老人ホームの種類、居室の状況、介護等の内容等、入居対象となる者、介護等を利用するに当たっての利用料等に関する事項（以下「基本情報」という。）については、有料老人ホームに係る重要な事項であるため設置者に対して、変更の日から1月以内に地方局地域福祉課の定める方法により報告を行わせることとする。

なお、法第29条第2項の規定に基づく変更の届出を行うべき事由がある場合には、当該報告は当該届出の内容で足りる場合には、当該届出をもって代えても差し支えないものとする。

(2) 規則別表に掲げる事項のうち、基本情報以外の事項については、規則第21条の3に規定する報告（以下「定期的な報告」という。）に併せて行わせることとする。また、当該事項について、利用者による有料老人ホームの選択に資するため、適切な情報を提供する観点から、地方局地域福祉課は、設置者に対して、有料老人ホーム情報に変更があった場合に、定期的な報告に加えて随時報告させることとしても差し支えないものとする。

(有料老人ホーム情報の確認)

第6条 報告された有料老人ホーム情報の全部又は一部について、照会・確認等を行ったにもかかわらず、適切な応答がなされず内容の確認ができない期間及び是正指導を行ってからは是正がなされるまでの期間においては、報告された情報のうち、真偽が未確認である情報の公表することを一時的に停止する場合がある。この場合において、未確認である当該情報については、照会及び確認の過程である等の旨が利用者に分かるよう所要の措置を講ずることとする。

(有料老人ホーム情報の公表)

第7条 情報の公表の実施については、実情に応じて適宜実施し、有料老人ホーム情報の公表方法は次のとおり取り扱うこととする。

(1) 長寿介護課は、設置者から報告された有料老人ホーム情報を県ホームページに掲載し、公表するものとする。

(2) 長寿介護課及び地方局地域福祉課は、インターネットを利用できない環境にある利用者に配慮し、県ホームページでの公表と併せて、書面による閲覧又はPC等のモニター画面での表示等により、公表するものとする。また、長寿介護課又は地方局地域福祉課が、電話による照会への対応等行うこととしても差し支えないものとする。

- (3) 長寿介護課は、第1条の目的及び第2条の情報の取扱いについて、有料老人ホーム情報を公表する際に、県ホームページ上で示すこととする。
- (4) 長寿介護課は、隣接する都道府県等の公表する有料老人ホーム情報についても利用者が活用できるよう、当該情報を公表しているホームページをリンク先として設定するよう努めることとする。

この点に関し、長寿介護課は、隣接する他の都道府県から有料老人ホーム情報に関するリンクの設定等の依頼があった場合は、これに応じるよう努めることとする。

(その他)

第8条 次のような場合にあつては、別途本制度に基づく報告を求める必要はないものとする。

- (1) 介護サービス情報公表制度に基づき、特定施設入居者生活介護事業者として、報告を行い、情報公表を行っている場合であつて、当該報告において有料老人ホーム情報の項目が網羅されている場合。
- (2) 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅について、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムにおいて情報を公表している場合であつて、当該情報が有料老人ホーム情報の項目が網羅されている場合。

附 則

この要領は平成30年7月1日から施行する。

この要領は令和5年12月5日から施行する。

有料老人ホーム情報の報告及び公表フロー図

